

○宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター運営委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日  
制 定

改正 令和 2 年 3 月 20 日 令和 4 年 3 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター規程第 12 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター（以下「センター」という。）運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター運営の基本方針に関する事。
- (2) センターの予算に関する事。
- (3) センターに関する規程等の制定・改廃に関する事。
- (4) 「センター研究紀要」に関する事。
- (5) 研究プロジェクトに関する事。
- (6) その他センター運営に関する事。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 兼務教員
- (4) 研究担当副学部長
- (5) 附属学校園統括長
- (6) 教育学研究科専門職学位課程統括長
- (7) 教育実習運営委員会委員長
- (8) 協力教員

(委員長)

第 4 条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 運営委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会で別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。